（生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校又は中等教育学校の後期課程の支給限度額）

第七条　公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第三号に定める文部科学省令で定めるところにより算定した額は、履修科目のうちの各科目の一単位当たりの支給限度額（四千八百十二円を当該各科目を履修する期間とした月数で除した額をいう。）を履修科目のすべての単位について合算した額とする。

2　前項の額を算定するに当たっては、前項の算定を行う月（以下この項及び次項において「算定月」という。）の属する年度において算定月の前月までに履修を開始した科目の単位数及び算定月に履修を開始する科目の単位数の合計が三十を超える場合にあっては、算定月に履修を開始する科目のうち当該超える部分の単位数に係る単位について合算することができない。

3　第一項の額を算定するに当たっては、算定月の属する年度の前年度までに履修を開始した科目であって当該科目を履修する期間を満了したもの（第一項の支給限度額に係る支給対象高等学校等以外の支給対象高等学校等であった私立高等学校等において履修を開始した科目であって当該科目を履修する期間を満了したものを含む。）の単位数及び算定月の属する年度において算定月の前月までに履修を開始した科目の単位数（これらのうち就学支援金の支給に係る科目の単位数に限る。）並びに算定月に履修を開始する科目の単位数の合計が七十四を超える場合にあっては、算定月に履修を開始する科目のうち当該超える部分の単位数に係る単位について合算することができない。

（支給限度額の加算に係る手続等）

第八条　令第四条第二項第一号の文部科学省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の八第二項の規定により親権を行う児童相談所長

二　児童福祉法第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長

三　前二号に掲げる者のほか、受給権者がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者

2　令第四条第三項各号に掲げる受給権者は、様式第二号による届出書に、同条第二項各号に定める者の同条第三項第一号に規定する市町村民税所得割の額を明らかにすることのできる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類を添付して、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に届け出なければならない。

3　令第四条第三項各号に掲げる受給権者は、当該受給権者に係る令第四条第二項各号に定める者について変更があったときは、その旨を当該受給権者が在学する支給対象高等学校等の設置者を通じて、速やかに都道府県知事に届け出なければならない。

（就学支援金の額の通知）

第九条　都道府県知事は、各年度における最初の就学支援金を支給したとき及び当該年度のすべての就学支援金を支給したときは、それぞれ当該就学支援金の額及び当該年度における各月の就学支援金の額を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、受給権者に通知しなければならない。

2　都道府県知事は、受給権者に支給した就学支援金の額が前月に当該受給権者に支給した就学支援金の額と異なるときは、支給対象高等学校等の設置者を通じて、当該受給権者に通知しなければならない。ただし、当該支給した就学支援金が各年度における最初の就学支援金であるときは、この限りでない。

（就学支援金の支払の時期）

第十条　就学支援金の支払の時期は、都道府県知事が定めるところによる。

（就学支援金の支給の停止）

第十一条　法第九条第一項の規定による申出は、受給権者が、様式第三号による申出書を支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出することによって行わなければならない。

2　法第九条第一項の規定による申出をした受給権者は、令第五条第一項に規定する場合に該当しなくなったときは、様式第四号による申出書を支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出しなければならない。

3　都道府県知事は、法第九条第一項の規定による申出により就学支援金の支給を停止したとき又は前項の申出に基づき就学支援金の支給を再開したときは、その旨を当該申出を行った受給権者に対し、支給対象高等学校等の設置者を通じて、通知しなければならない。

（支給実績証明書）

第十二条　都道府県知事は、受給権者又は受給権者であった者から請求があった場合には、就学支援金の支給の実績を証明する書類を発行しなければならない。

（身分を示す証明書）

第十三条　法第十七条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第五号によるものとする。

（事務の委託）

第十四条　都道府県知事は、就学支援金の支給に関する事務の一部を支給対象高等学校等の設置者その他当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものに委託することができる。

（国等の設置する私立高等学校等に係る就学支援金に関する特例）

第十五条　国の設置する私立高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第三条、第四条、第六条、第八条第二項及び第三項、第九条から第十二条まで並びに第十四条の規定の適用については、第三条第一項中「設置者」とあるのは「長」と、「当該私立高等学校等の所在地の都道府県知事（当該私立高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該私立高等学校等が法第二条第一項第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあっては、都道府県教育委員会。以下同じ。）」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第二項及び第三項、第四条、第六条、第八条第二項及び第三項並びに第九条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、「設置者」とあるのは「長」と、第十条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、第十一条中「設置者」とあるのは「長」と、「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、第十二条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、第十四条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、「設置者その他」とあるのは「長に行わせ、又は」とする。

2　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人の設置する私立高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第三条、第四条、第六条、第八条第二項及び第三項、第九条から第十二条まで並びに第十四条の規定の適用については、第三条第一項中「当該私立高等学校等の所在地の都道府県知事（当該私立高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該私立高等学校等が法第二条第一項第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあっては、都道府県教育委員会。以下同じ。）」とあり、並びに同条第二項及び第三項、第四条、第六条、第八条第二項及び第三項、第九条から第十二条まで並びに第十四条中「都道府県知事」とあるのは、「文部科学大臣」とする。

3　都道府県の設置する私立高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第三条、第四条、第六条、第八条第二項及び第三項、第九条、第十一条並びに第十四条の規定の適用については、第三条第一項中「設置者を通じて、当該私立高等学校等の所在地の都道府県知事（当該私立高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該私立高等学校等が法第二条第一項第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあっては、都道府県教育委員会」とあるのは「長に行わせ、又は」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。